



## 授業過程における著作物のインターネット送信等に係る実態及び意向調査について

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会事務局

この度はお忙しいなか標記アンケートへのご協力誠にありがとうございます。

本アンケートの回答へお進みいただく前に、本紙をお読みのうえ、回答内容をご準備くださいますようお願い申し上げます。

### 1. はじめに

本アンケートは、平成30年度改正著作権法により導入された授業目的公衆送信補償金制度の運用開始を目的として、学校現場の授業過程における著作物のインターネット送信等に係る実態と意向を把握するために実施させていただくものです。

集計結果は、補償金の認可申請において必要な用途にのみ使用しますが、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム等で報告させていただくことがありますので、予めご了承ください。

なお、本アンケートの結果は統計的に集計しますので、個別の学校名や学校が識別できる情報を公表することはありません。

また、回答に際しては以下の点をご確認ください。

#### ① 初等中等教育機関の方

・教育機関の代表としてお答えいただける方がご回答ください。

・おわりの範囲でお答えいただければ結構です。

(教育機関内の利用行為全てを把握するための調査ではございません。)

#### ② 高等教育機関の方

・教育機関の代表としてお答えいただける方、または学部を一つお選びいただき

その学部の代表としてお答えいただける方がご回答ください。

・おわりの範囲でお答えいただければ結構です。

(教育機関内の利用行為全てを把握するための調査ではございません。)

#### ③ 社会教育機関の方

・教育機関の代表としてお答えいただける方がご回答ください。

・おわりの範囲でお答えいただければ結構です。

(教育機関内の利用行為全てを把握するための調査ではございません。)

・以下の用語については、それぞれ「」内の用語で呼んでおられるものも含めお答えください。

・授業…「講座」、「コース」等

・教員…「講師」等

・履修者…「利用者」等

※実態は、過去1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の状況についてお伺いしています。

※ご不便をお掛けしますが、本アンケートには回答内容の一時保存の機能はありません。本紙により事前準備されたものを1回で入力し終えていただきますようお願いいたします。

※★印の付いた質問は必須の回答項目となっていますので、必ずお答えいただく必要があります。

★印の付いた質問は任意の回答項目となっていますので、お答えいただける範囲でお答えください。

## 2. WEB アンケート回答の際の PC・スマートフォンの環境について

アンケートの回答に際して、PC・スマートフォンの環境の推奨環境は下記となります。

### 【推奨環境 (OS・ブラウザ)】

- Windows 7 以降
  - ・ Internet Explorer 11 以降
  - ・ Firefox 最新
  - ・ Google Chrome 最新
- Macintosh OS X 以降
  - ・ Safari 最新
  
- Android 4.4 以降
  - ・ Google Chrome 最新
- iOS(iPhone) 最新
  - ・ 標準ブラウザ (Safari)

※上記以外の (OS・ブラウザ) では、正常に動作しない場合がございます。あらかじめご了承ください。

WEB アンケートの最初のページのみどりのラインの中に「開始」ボタンが表示されない場合は、JavaScript が OFF になっているか、推奨環境ブラウザではありません。お手数ですが、JavaScript を設定後/ブラウザタイプ確認後に、ページの更新(F5 キー)をお願い致します。また、JavaScript の設定方法がご不明な場合は、お手数お掛けしますが、お使いの検索サイト等で、お調べください。

(お使いのブラウザ名) JavaScript オンにする

検索

※なお、本アンケートは、入力済の回答内容を回答の途中または回答の最後に確認することはできない仕様となっておりますので、ご注意ください。

## 3. アンケートの回答方法・締め切りについて

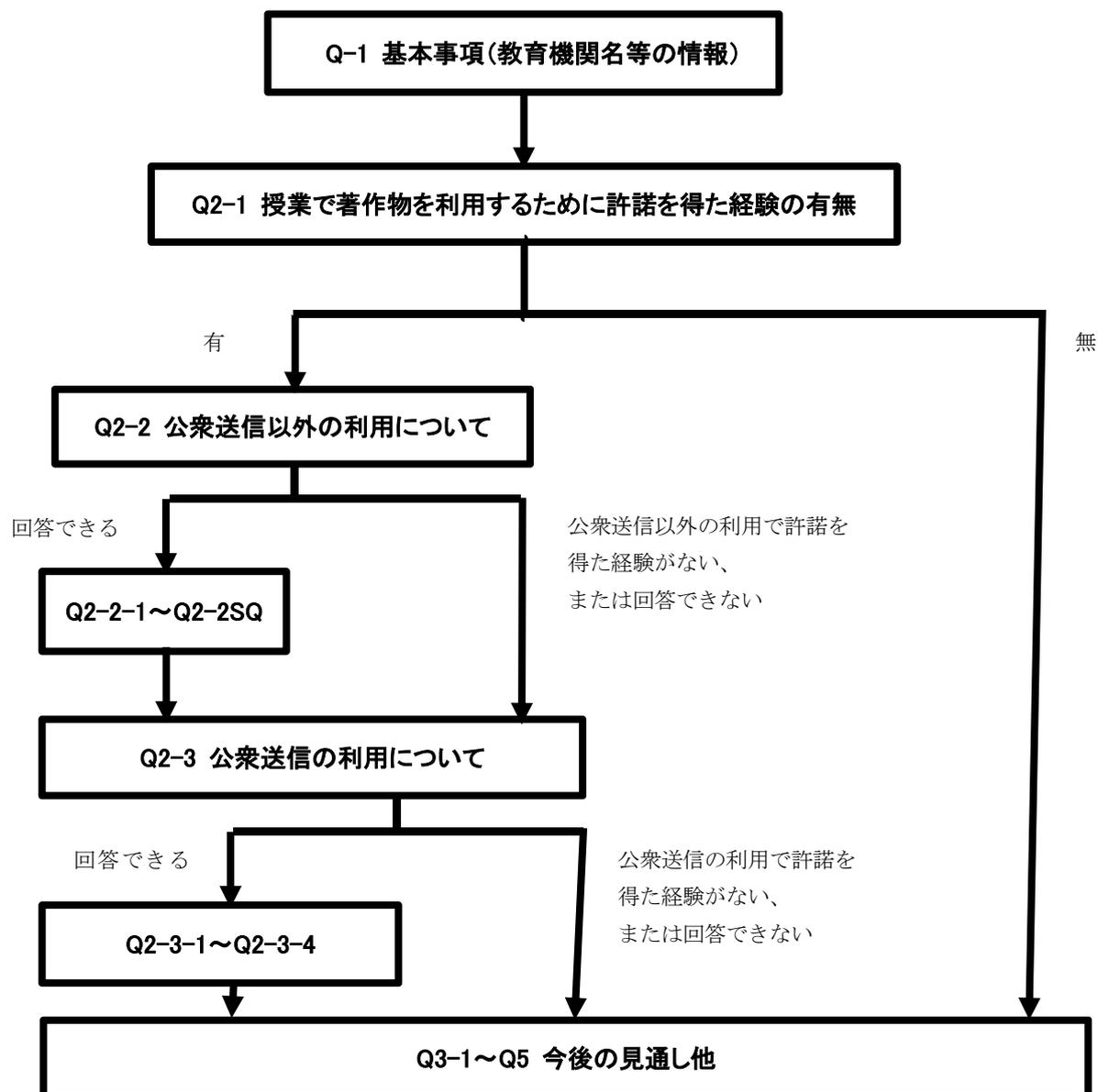
本アンケートは、以下の URL よりご回答ください。

アクセス URL <https://enq.sartras.or.jp/>

お忙しいなか誠に恐縮ですが、本アンケートの締め切りは、**7月17日(水)**となっておりますので、期日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

#### 4. 回答の流れ

WEB アンケートの回答の流れの概要は下記となります。



## 5. 設問内容及び回答前にご準備頂くデータについて

本アンケートの画面は以下の様になっております。こちらに沿って、予め回答内容をご準備いただきますようお願いいたします。

### ★Q1 基本事項

★Q1.  
はじめに以下の項目を入力してください。選択肢がある場合は該当するものを選んでください。

★①学校番号（該当する教育機関のみ）	<input type="text"/>
★②教育機関等名	<input type="text"/>
★③国公私別（1つ選択）	▼選択▼▼
★④教育機関等の種別（1つ選択）	▼選択▼▼
★⑤教育機関等の履修者（全学生・生徒等）の数（1つ選択）	▼選択▼▼
★⑥回答単位となる学部・学科名（※） ※ 学部単位で回答される場合のみ	<input type="text"/>
★⑦回答対象の学部、学科の履修者（全学生・生徒等）の数（1つ選択）（※） ※ 学部単位で回答される場合のみ	▼選択▼▼
★⑧都道府県（1つ選択）	▼選択▼▼

社会教育機関の方のみお答えください。

★⑨対象としている主な履修者の年齢層（複数選択可）	<input type="checkbox"/> 小学生（～12歳） <input type="checkbox"/> 中学生・高校生（主に13歳～18歳） <input type="checkbox"/> 大学生・成年等（18歳以上） <input type="checkbox"/> 全て
---------------------------	---

※④教育機関の種別…小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校、高等専修学校、専修学校一般課程、特別支援学校、各種学校、各種教育機関、その他

## ★Q2-1 授業・講座等で他人の著作物を利用した際の許諾を得た経験の有無について

★Q2-1.  
過去1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の状況について伺います。（1つ選択）

この期間中に、授業・講座等の過程において使用するために、他人の著作物を用いて作成した授業等用教材や他人の著作物そのものを  
利用した際に、著作権者本人や著作権団体等の「許諾（注1）」を得た経験（※）が

- ある  
 ない

※著作権を持っている権利者に直接、又は著作権等管理事業者に問合せなどして使用の許可を得たことがあるかどうか、ある場合、どのよ  
うな著作物の権利者に使用料をどのくらい支払ったか、可能であれば下記の項目を参考にあらかじめ調べて集計しておいてください。

- ・著作物の種類
- ・利用した著作物の数
- ・権利者に支払った金額
- ・授業等における具体的な利用方法
- ・利用した科目

（注1）文書であるか口頭であるかを問わない

## ★Q2-2 公衆送信以外の利用方法

★Q2-2. 【公衆送信以外の利用方法について】  
授業・講座等の過程において使用するために、著作権者本人や著作権団体等の「許諾（注1）」を得て、以下のような利用を行った（※）経験について、  
以下の①～③から該当するものをひとつ選んでください。（1つ選択）

※授業等における具体的な著作物の利用の一例（「許諾」が必要な例）

- 1) ワークブックやドリル等、本来なら学生等一人ひとりが購入すべき教材を複製して授業で使用した
- 2) 書籍や論文等を一部ではなく、全部を複製して授業で使用した
- 3) 講演会や発表会、演奏会等の様子を録画して、複製したメディア（DVD等）を学生等や保護者に配布した
- 4) サークル活動で使用するために著作物をメンバー複製した
- 5) 保護者会の資料に著作物を掲載した
- 6) その他

ただし、インターネット送信やアップロードによる利用は別の質問があるため、除いてご回答ください。  
利用例）以下は後の問でも再掲されます。

授業時に学生等のPCやタブレット端末への資料送信を行った  
学生等がダウンロードできるように学生等がアクセスできる共通フォルダへのアップロードを行った  
リアルタイムの配信授業を行った（受信校からも映像や著作物を送信した）

- ①許諾を得た経験があり、利用内容の全部または一部を集計又は把握している  
 ②許諾を得た経験はあるものの、全く利用内容を集計していない、又は容易に把握できない  
 ③公衆送信以外の利用方法について、許諾を得た経験はない。

（注1）文書であるか口頭であるかを問わない

★Q2-2-1 許諾を得た経験のある著作物（公衆送信以外）

★Q2-2-1.

以下の著作物の種類の中から、許諾を得た経験があるものを、最大3つまで選んでください。（複数選択可）

- 教科書や教材に掲載されている著作物
- 専門書（学術書等）に掲載されている著作物
- 文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物
- 新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）
- 雑誌に掲載されている著作物
- 脚本
- 学術論文
- 講演資料
- 音楽（演奏）
- 音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）
- 楽譜
- 美術作品
- グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）
- 地図
- 映画、ビデオ
- テレビ番組
- コンピュータプログラム（有償のもの）
- その他

★Q2-2-2-1 許諾を得た経験のある著作物の数（公衆送信以外）

★Q2-2-2-1.  
許諾を得て利用した著作物の数をお答えください。（それぞれ1つずつ選択）

ヨコへ回答→	
教科書や教材に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
専門書（学術書等）に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）	▼選択▼ ▼
雑誌に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
脚本	▼選択▼ ▼
学術論文	▼選択▼ ▼
講演資料	▼選択▼ ▼
音楽（演奏）	▼選択▼ ▼
音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）	▼選択▼ ▼
ヨコへ回答→	
楽譜	▼選択▼ ▼
美術作品	▼選択▼ ▼
グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）	▼選択▼ ▼
地図	▼選択▼ ▼
映画、ビデオ	▼選択▼ ▼
テレビ番組	▼選択▼ ▼
写真	▼選択▼ ▼
コンピュータプログラム（有償のもの）	▼選択▼ ▼
その他	▼選択▼ ▼

※著作物の数…実際の許諾手続きの際に取り交わした権利者との書類、許諾証等をご確認のうえ、許諾を得た著作物の数をご回答ください。

※実際の回答画面では、前ページで選択された著作物の種類のみ表示されます。

★Q2-2-2-2 権利者への支払い金額（公衆送信以外）

★Q2-2-2-2.  
 権利者に支払った金額を1年間の総額でお答えください。（数値記入）  
 ※「金額」は半角数字でご記入ください。

ココに回答→	回答単位	金額
教科書や教材に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
専門書（学術書等）に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
雑誌に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
脚本	▼選択▼	<input type="text"/> 円
学術論文	▼選択▼	<input type="text"/> 円
講演資料	▼選択▼	<input type="text"/> 円
音楽（演奏）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
ココに回答→	回答単位	金額
楽譜	▼選択▼	<input type="text"/> 円
美術作品	▼選択▼	<input type="text"/> 円
グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
地図	▼選択▼	<input type="text"/> 円
映画、ビデオ	▼選択▼	<input type="text"/> 円
テレビ番組	▼選択▼	<input type="text"/> 円
写真	▼選択▼	<input type="text"/> 円
コンピュータプログラム（有償のもの）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
その他	▼選択▼	<input type="text"/> 円

※回答単位…1 著作物あたり、1 人あたり、1 クラスあたり、1 学年あたり、1 教育機関あたりのいずれかでご回答ください。金額を把握していない場合は、「分からない」を選択してください。

※実際の回答画面では、前ページで選択された著作物の種類のみ表示されます。

★Q2-2-2-3 具体的な利用例（公衆送信以外）

★Q2-2-2-3.

「授業等における具体的な著作物の利用の一例」の1)～6)で該当するものをお答えください。（それぞれ複数選択可）

※授業等における具体的な著作物の利用の一例（「許諾」が必要な例）

- 1) ワークブックやドリル等、本来なら学生等一人ひとりが購入すべき教材を複製して授業で使用した
- 2) 書籍や論文等を一部ではなく、全部を複製して授業で使用した
- 3) 講演会や発表会、演奏会等の様子を録画して、複製したメディア（DVD等）を学生等や保護者に配布した
- 4) サークル活動で使用するために著作物をメンバー分複製した
- 5) 保護者会の資料に著作物を掲載した
- 6) その他

ヨコに回答→	1)	2)	3)	4)	5)	6)
教科書や教材に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>					
専門書（学術書等）に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>					
文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>					
新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）	<input type="checkbox"/>					
雑誌に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>					
脚本	<input type="checkbox"/>					
学術論文	<input type="checkbox"/>					
講演資料	<input type="checkbox"/>					
音楽（演奏）	<input type="checkbox"/>					
音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）	<input type="checkbox"/>					
ヨコに回答→	1)	2)	3)	4)	5)	6)
楽譜	<input type="checkbox"/>					
美術作品	<input type="checkbox"/>					
グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）	<input type="checkbox"/>					
地図	<input type="checkbox"/>					
映画、ビデオ	<input type="checkbox"/>					
テレビ番組	<input type="checkbox"/>					
写真	<input type="checkbox"/>					
コンピュータプログラム（有償のもの）	<input type="checkbox"/>					
その他	<input type="checkbox"/>					

※実際の回答画面では、前ページで選択された著作物の種類のみ表示されます。

#### ★Q2-2-2-4 その他の具体例（公衆送信以外）

「

#### ★Q2-2SQ 他人の著作物の利用点数（公衆送信以外）

##### ★Q2-2SQ.

1回の授業等を実施するにあたり、引用（注1）にあたらぬ形で、以下のような種類の他人の著作物を平均（注2）何点利用しますか？  
（数値記入）

※半角数字でご記入ください。

点

（注1）他人の主張や資料等を「引用」する場合、次の要件を満たしている必要があります。

- ア. 既に公表されている著作物であること
- イ. 「公正な慣行」に合致すること
- ウ. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- エ. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ. 引用を行う「必然性」があること
- キ. 「出所の明示」が必要（コピー以外はその慣行があるとき）

（注2）以下のような著作物等を、1回の授業で用いるスライド（PowerPoint等で作成したもの）等のほか、作成する教材にどのくらい利用するか、お分かりになる場合は学内の教員の方の平均値を、お分かりにならない場合はご自身で利用する数をお答えください。

教科書等教材、専門書（学術書等）に掲載されている著作物、文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物、新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）、雑誌に掲載されている著作物、脚本、学術論文、講演資料、音楽（演奏）、音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）、楽譜、美術作品、グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）、地図、映画、ビデオ、テレビ番組、写真、コンピュータプログラム（有償のもの）等。

## ★Q2-3 公衆送信利用

### ★Q2-3. 【公衆送信利用について】

過去1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の状況について伺います。

授業・講座等の過程において使用するために、著作物等を著作権者本人や著作権団体等の「許諾（注1）」を得て、インターネット送信やアップロードによる利用を行った経験（※）について以下の①又は②のいずれか該当するものを選んでください。（1つ選択）

※授業等における具体的なインターネット送信の一例

- 1) 授業時に学生等（注2）のPCやタブレット端末への資料送信を行った（学生等から教師に送信する場合を含む）
- 2) 授業の予習や復習のための教材送信を行った
- 3) 学生等がダウンロードできるように学生等がアクセスできる共通フォルダへのアップロードを行った
- 4) 当該学校内の教員及び受講者が広くアクセスできる共通フォルダへのアップロードを行った
- 5) 著作物を使用してリアルタイムの配信授業を行った（受信校からも映像や著作物を送信した）（双方向型）
- 6) 著作物を使用してリアルタイムの配信授業を行った・受けた（一方方向型）
- 7) 著作物を使用してオンデマンド型の配信授業を行った
- 8) その他

- ①許諾を得た経験があり、利用内容を集計又は把握している
- ②許諾を得た経験はあるものの、それはインターネット送信以外の利用に限られる

（注1）文書であるか口頭であるかを問わない

（注2）児童・生徒・学生を指します

## ★Q2-3-1 許諾を得た経験のある著作物（公衆送信）

### ★Q2-3-1.

以下の著作物の種類の中から、許諾を得た経験があるものを、最大3つまで選んでください。  
なお、出版物については電子媒体のものも含まれます。（複数選択可）

- 教科書や教材に掲載されている著作物
- 専門書（学術書等）に掲載されている著作物
- 文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物
- 新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）
- 雑誌に掲載されている著作物
- 脚本
- 学術論文
- 講演資料
- 音楽（演奏）
- 音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）
- 楽譜
- 美術作品
- グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）
- 地図
- 映画、ビデオ
- テレビ番組
- 写真
- コンピュータプログラム（有償のもの）
- その他

★Q2-3-2-1 許諾を得た経験のある著作物の数（公衆送信）

★Q2-3-2-1.  
許諾を得て利用した著作物の数をお答えください。（それぞれ1つずつ選択）

ヨコへ回答→	
教科書や教材に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
専門書（学術書等）に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）	▼選択▼ ▼
雑誌に掲載されている著作物	▼選択▼ ▼
脚本	▼選択▼ ▼
学術論文	▼選択▼ ▼
講演資料	▼選択▼ ▼
音楽（演奏）	▼選択▼ ▼
音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）	▼選択▼ ▼
ヨコへ回答→	
楽譜	▼選択▼ ▼
美術作品	▼選択▼ ▼
グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）	▼選択▼ ▼
地図	▼選択▼ ▼
映画、ビデオ	▼選択▼ ▼
テレビ番組	▼選択▼ ▼
写真	▼選択▼ ▼
コンピュータプログラム（有償のもの）	▼選択▼ ▼
その他	▼選択▼ ▼

※著作物の数…実際の許諾手続きの際に取り交わした権利者との書類、許諾証等をご確認のうえ、許諾を得た著作物の数をご回答ください。

※実際の回答画面では、前ページで選択された著作物の種類のみ表示されます。

★Q2-3-2-2 権利者へ支払い金額（公衆送信）

★Q2-3-2-2.

権利者に支払った金額を1年間の総額でお答えください。（数値記入）

※「金額」は半角数字でご記入ください。

ヨコへ回答→	回答単位	金額
教科書や教材に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
専門書（学術書等）に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
雑誌に掲載されている著作物	▼選択▼	<input type="text"/> 円
脚本	▼選択▼	<input type="text"/> 円
学術論文	▼選択▼	<input type="text"/> 円
講演資料	▼選択▼	<input type="text"/> 円
音楽（演奏）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）	▼選択▼	<input type="text"/> 円

ヨコへ回答→	回答単位	金額
楽譜	▼選択▼	<input type="text"/> 円
美術作品	▼選択▼	<input type="text"/> 円
グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
地図	▼選択▼	<input type="text"/> 円
映画、ビデオ	▼選択▼	<input type="text"/> 円
テレビ番組	▼選択▼	<input type="text"/> 円
写真	▼選択▼	<input type="text"/> 円
コンピュータプログラム（有償のもの）	▼選択▼	<input type="text"/> 円
その他	▼選択▼	<input type="text"/> 円

※回答単位…1 著作物あたり、1 人あたり、1 クラスあたり、1 学年あたり、1 教育機関あたりのいずれかでご回答ください。金額を把握していない場合は、「分からない」を選択してください。

※実際の回答画面では、前ページで選択された著作物の種類のみ表示されます。

★Q2-3-2-3 具体的な利用例（公衆送信）

★Q2-3-2-3.

「具体的なインターネット送信の一例」の1)～8)で該当するものをお答えください。（それぞれ複数選択可）

※授業等における具体的なインターネット送信の一例

- 1) 授業時に学生等（注1）のPCやタブレット端末への資料送信を行った（学生等から教師に送信する場合を含む）
- 2) 授業の予習や復習のための教材送信を行った
- 3) 学生等がダウンロードできるように学生等がアクセスできる共通フォルダへのアップロードを行った
- 4) 当該学校内の教員及び受講者が広くアクセスできる共通フォルダへのアップロードを行った
- 5) 著作物を使用してリアルタイムの配信授業を行った（受信校からも映像や著作物を送信した）（双方向型）
- 6) 著作物を使用してリアルタイムの配信授業を行った・受けた（一方向型）
- 7) 著作物を使用してオンデマンド型の配信授業を行った
- 8) その他

（注1）児童・生徒・学生を指します

ココに回答→	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)
教科書や教材に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>							
専門書（学術書等）に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>							
文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>							
新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）	<input type="checkbox"/>							
雑誌に掲載されている著作物	<input type="checkbox"/>							
脚本	<input type="checkbox"/>							
学術論文	<input type="checkbox"/>							
講演資料	<input type="checkbox"/>							
音楽（演奏）	<input type="checkbox"/>							
音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）	<input type="checkbox"/>							
ココに回答→	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)
楽譜	<input type="checkbox"/>							
美術作品	<input type="checkbox"/>							
グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）	<input type="checkbox"/>							
地図	<input type="checkbox"/>							
映画、ビデオ	<input type="checkbox"/>							
テレビ番組	<input type="checkbox"/>							
写真	<input type="checkbox"/>							
コンピュータプログラム（有償のもの）	<input type="checkbox"/>							
その他（*** ANS Q20315 ***）	<input type="checkbox"/>							

※実際の回答画面では、前ページで選択された著作物の種類のみ表示されます。

★Q2-3-2-4 その他の具体例（公衆送信）

★Q3-1 今後の見通し

★Q3-1.

今後の見通しについて伺います。

平成30年の著作権法改正により、今後、教育機関は、文化庁長官による指定管理団体（注1）に補償金を支払うことで、授業等の過程において必要な著作物等（※）のインターネット送信（注2）を、権利者の許諾を個別に得ることなく、できることとなります。教育機関においては、ICTを活用した教育の展開等も期待されているところですが、貴教育機関では、インターネット送信を伴うどのような利用方法で授業等が行われることになるかと考えますか。見込まれると考えられる方法を選択ください。（複数選択可）  
また、その中でも特に見込まれる方法を1つお選びください。（1つ選択）

なお、インターネット送信を伴う授業等は全く行われたいとお考えの際は、そのまま「次へ」をクリックして次の設問へ進んでください。

タテに回答↓	見込まれる	特に見込まれる
<b>【授業等の準備段階】</b>		
予習復習のための教材送信	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
授業等担当教員及び履修者のみがアクセスできる共通フォルダへのアップロード	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
当該教育機関内の教員及び履修者が広くアクセスできる共通フォルダへのアップロード（※） ※ 改正著作権法の規定でも、許諾が必要となる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
<b>【自校履修者に対する対面授業】</b>		
授業等時に電子機器（パソコン、タブレット、スマホ等）への資料送信（送信者は教員・履修者のいずれであるかを問わない）	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
<b>【遠隔地等他校や自宅等校外にいる履修者に対する授業】</b>		
一方の授業を他方の会場に同時中継する授業における著作物の送信（双方向行われる場合を含む）（※） ※ 上記行為は現行法上でも無許諾・無償で利用が可能となっています。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
配信側に生徒等がいないところで、教師等が他校の教室等にいる履修者に向けて行う著作物の送信	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>
授業等を一旦収録して、後日他校や自宅等校外にいる履修者に向けて配信する授業等 ※教科書等教材、専門書（学術書等）に掲載されている著作物、文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物、新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）、雑誌に掲載されている著作物、脚本、学術論文、講演資料、音楽（演奏）、音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）、楽譜、美術作品、グラフィック・デザイン（含むイラスト・挿絵）、地図、映画、ビデオ、テレビ番組、写真、コンピュータプログラム（有償のもの）等。	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>

（注1）一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス：SARTRAS）

（注2）WEBサイトへのアップロードや学生等へのインターネット送信等。ただし、遠隔合同授業のためのインターネット送信は現行法上も無許諾・無償で利用が可能となっている。

## ★Q3-1SQ 遠隔地等にいる履修者への授業について

### ★Q3-1SQ.

【Q3-1「遠隔地等他校や自宅等校外にいる履修者に対する授業」のいずれかの利用方法で「特に見込まれる」又は「見込まれる」と回答した方のみお伺いします。】

遠隔地等他校や自宅等校外の履修者に対する授業等が可能になると、どのような面で効果があるとお考えになりますか。当てはまるものをすべて選択してください。（複数選択可）

- 病気療養履修者の教育
- 不登校履修者の教育
- 学習進度の相違を解消するための補修
- 教員の残業時間縮減
- 同一教育機関設置者の教育機関間の教育格差の縮減（※）
- 地域（都道府県等）間格差の縮減
- 他校で先進的な授業等を行っている教員の授業を受けられる
- 免許外教科担任の支援
- 小規模校における授業等の質向上
- 分校等の関連施設での教育
- その他

※例えば、同一の教育委員会が設置する初中等教育機関間や同一の学校法人が設置する教育機関間といった関係における格差縮減

## ★Q3-2 今後利用が見込まれる著作物について

### ★Q3-2.

今後の見通しについて伺います。

前問Q3-1において、公衆送信を伴う利用の見込みが「特に見込まれる」又は「見込まれる」と回答した利用方法について、利用が見込まれる著作物（注1）は、どのような種類のものとお考えになりますか。以下の中から、該当する著作物の種類（注2）をすべて選んでください。（複数選択可）

- 教科書や教材に掲載されている著作物（※）
- 専門書（学術書等）に掲載されている著作物
- 文藝等一般書籍（小説、詩、エッセイ等）に掲載されている著作物
- 新聞に掲載されている著作物（記事、コラム・社説、写真など）
- 雑誌に掲載されている著作物
- 脚本
- 学術論文
- 講演資料
- 音楽（演奏）
- 音楽（配信されたものやCD、レコード等の音源）
- 楽譜
- 美術作品
- 地図
- 映画、ビデオ
- テレビ番組
- 写真
- コンピュータプログラム（有償のもの）※
- その他

※授業等の過程で利用されることを目的として販売等されている著作物や、商業目的のプログラムの著作物の利用は、原則として権利者の許諾がなければできません。

（注1）ただし、「引用」の範囲で利用する著作物は除きます

（注2）それぞれネット上で閲覧できるもの（ネット上にある記事や写真のこと）もあればそれも含まれます

## ★Q4 ICT 活用教育推進の観点からのご要望等

### ★Q4.

ICT活用教育推進の観点から、ご要望等がありましたらご記入ください。

(補償金制度の下でできること、できないこと(ガイドライン)について、著作権や補償金制度に関する普及啓発について、補償金制度でカバーされない利用について、その他、補償金の額や、地域的に考慮すべき実態や、個別の事情による利用方法に対する要望等ありましたら具体的にご記入ください)

## ★Q5 共同利用について

### ★Q5.

おわりに、参考として、教師間の教材の「共同利用」についてお伺いします。

ある教師が他人の著作物を使用して作成した教材や、複数の教師が共同で作成した教材を、作成に関わらない教師も利用したり、年度を超えて教師間で利用できるよう保存したりすること(「共同利用」と呼びます)があると思います。

今後、教材がデジタル化されることで、そうした共同利用やそれに伴う教材の長期間の保存が進むとお考えになりますか。(1つ選択)

- そのような活用方法が進むと考える
- そのような活用方法が進むと考えない
- わからない

## ★Q5SQ 共同利用について(理由)

### ★Q5SQ.

そのような活用方法が進むとお考えの場合、その理由について、当てはまるものをすべて選択してください。(複数選択可)

- 同一年度内に同一教科の授業等を複数の教員が受け持つため、授業等内容を共通化する必要がある
- 教員の異動に備え、年度をまたがっても同一教科の授業等内容を共通化する必要がある※
- 優れた教材であれば積極的に教育に活用すべきである
- 教員の業務時間が縮減できる
- 著作権の知識があり、権利者の許諾を得るための手続きができる人に任せたい
- その他

※上記で「教員の異動に備え、年度をまたがっても同一教科の授業等内容を共通化する必要がある」を選択いただいた方のみお伺いします。その場合、同一教材が使い回せる年数は何年くらいが望ましいとお考えになるか、お答えください。(1つ選択)

- 1年
- 5年
- 10年
- 20年
- 20年を超える

以上

## 6. その他・お問い合わせ先

※アンケート回答 URL : <https://enq.sartras.or.jp/>

※本アンケートに関するご質問等がございましたら、お手数おかけし恐縮ですが、当協会のホームページ SARTRAS WEB のお問い合わせフォームまたは FAX よりお問い合わせください。

SARTRAS WEB : <https://sartras.or.jp/inquiry-2/>

FAX : 03-5786-0126

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

(略称 : SARTRAS サートラス)

〒107-0061 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3F

<https://sartras.or.jp/>